

情報公開制度が変わりました

市では、薩摩川内市情報公開・個人情報保護審査会の答申を踏まえ、より透明度が高く、分かりやすく、利用しやすい情報公開制度となるよう、制度の見直しを行いました。

制度見直しの概要

- 1 開示請求について**
 - ①これまで市民の方に限定していた開示請求について、市外の方でも開示請求をすることができます。
 - ②郵送をはじめ、ファクス、電子メール、電子申請での開示請求ができます。
*開示請求書が届いたときは、開示請求者への電話連絡などにより、公文書を特定し、請求内容の確認を行います。
 - ③薩摩川内市土地開発公社に対しても、開示請求ができます。
 - ④会社などの商業目的による開示請求については、開示請求書1件につき1,000円の手数料を徴収します。
- 2 開示請求に対する決定について**

期限内(請求のあった日から15日以内)に決定がされない場合は、不開示とみなすことができます。これにより、速やかに不服申立てをすることができるようになりました。
- 3 開示の実施について**

CD-RやDVD-Rなどによる写しの交付もできます。
*別途写しの交付に係る費用をいただきます。
(例)白黒コピー A4片面につき10円など
- 4 その他**
 - ①市の審議会などにおける会議の公開を推進していきます。
 - ②市が出資、その他財政支出などを行う法人の情報公開を推進していきます。
 - ③市の公の施設を管理する指定管理者の情報公開を推進していきます。
 - ④公務員の職務遂行に係る情報については、公務員氏名の原則公開をはじめ、不開示情報の見直しを行いました。
 - ⑤不開示決定などを行う場合、不開示理由をできるだけ具体的に記載するよう、実施機関に対し義務付けを行いました。
 - ⑥実施機関は、開示請求者が開示請求したい公文書を容易かつ的確に特定できるよう、適切な措置を講ずることとしました。開示請求者についても、公文書特定のご協力をお願いします。

参考(情報公開の流れ)



【問合せ】=本庁総務課文書法制室 ☎(23)5111(内線1722・1721)

既存住宅改修環境整備事業補助金

最大
20万円
の補助

既存住宅改修の補助金制度が始まります

*工事着工前の申請が必要です。 *市内の施工業者による住宅改修に限ります。

補助対象者

- 本市の住民基本台帳に記載され、または外国人登録原票に登録されている方
- 原則として、改修工事を行う住宅に居住し、所有する方
- 市税を滞納していない方

施工業者

- 薩摩川内市建設工事等入札参加資格に係る総合点を有する法人
- 薩摩川内市小規模修繕及び工事等の契約参加資格者名簿に登録されている法人または個人

補助対象住宅

- 補助の交付を受けようとする者が居住している、市内の個人住宅または併用住宅(自己の居住の用に供する部分に限る)

補助金の額

- 補助率=経費の20%
- 補助上限額=20万円
- 同時に耐震改修工事補助金を申し込むと、一律20万円(60万円以上の工事に限る)

補助対象工事

- 住宅の機能の維持および向上のために行う改修工事(増築を含む)で、20万円以上の経費がかかる工事

申請書類など

- 本庁、各支所窓口で配布または本市のホームページからダウンロードできます。

受付期間	受付場所	受付時間
第1回 4/23(月)~4/25(水)	○川内文化ホール 第4会議室 ○甌地域4支所 産業建設課	9:00~12:00 13:00~16:00
第2回 5/7(月)~5/9(水)		
第3回 5/22(火)~5/24(木)		
随時受付 5/28(月)~	○本庁建築住宅課 建築指導グループ ○甌地域4支所 産業建設課	

*受付期間中でも、予算がなくなり次第終了します。

申請の注意事項

- 補助金の交付申請をし、補助金の交付決定通知を受けてから、工事に着手してください。**交付決定前に工事着手した場合は、補助金は交付されません。**
- 外構工事、家庭用電化製品などの備品の購入などは対象外です。詳細については、受付窓口またはホームページでご確認ください。
- 補助金の交付申請は、**同一住宅について1回限り**です。
- リフォーム工事に伴うトラブル事例が、ニュースなどで報じられています。工事契約の際は、家族や知人に相談するなどして、十分注意してください。
- 上記施工業者の施工でなければ補助の対象となりません。

【問合せ】=本庁建築住宅課建築指導グループ ☎(23)5111(内線3643)